

公益財団法人かごしま環境未来財団役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

平成26年4月1日  
規程第6号施行

改正	平成27年4月1日	平成29年4月1日	平成30年4月1日
	平成31年4月1日	令和2年4月1日	令和2年6月1日
	令和3年4月1日	令和4年4月1日	令和4年6月29日
	令和5年4月1日	<u>令和6年4月1日</u>	

(注) 令和3年3月から改正経過を注記した。

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人かごしま環境未来財団（以下「財団」という。）定款第15条及び第33条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (3) 使用人兼務役員とは、役員でありながら使用人の地位を兼ねる者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交際費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 常勤役員（鹿児島市の市長、副市長、識見を有する者のうちから選任された常勤の監査委員及び鹿児島市職員定数条例（昭和42年条例第10号）に定める職員（以下「市職員」という。）のうちから選任された役員を除く。）に対して、別表第1の報酬を支給する。

2 常勤役員が月途中において就任し、又は退職し、若しくは失職した場合における報酬の額は、公益財団法人かごしま環境未来財団職員給与規則（平成26年規則第5号。以下「給与規則」という。）を準用し、日割計算によるものとする。

3 非常勤役員（市職員から選任された役員を除く。）及び評議員（市職員から選任された評議員を除く。）に対して、別表第2の報酬を支給する。

4 使用人兼務理事は、役員としての職務執行の対価は無報酬とし、使用人としての対価は、別に定めるところにより、給与及び賞与等を支払うものとする。

(令3規程3・一部改正)

(賞与)

第3条の2 賞与は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。

2 賞与の額は、月額報酬に別表第4に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の別表第5の区分に応じて、当該表に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の在職期間の算定については、欠勤した日数を除算する。

4 非常勤役員及び評議員には、賞与は支給しない。

（令6規程2・一部改正）

（退職手当）

第3条の3 役員等には、退職手当は支給しない。

（報酬等の支給方法）

第4条 常勤役員に対する報酬等の支給日、支給方法等に関する詳細は、給与規則を準用する。

2 非常勤役員及び評議員に対する報酬等は、職務に従事した都度支給し、報酬等の支給日は、職務に従事した日とし、現金で支払うものとする。なお支給に関する詳細は、給与規則を準用する。

（費用）

第5条 次の各号に掲げる常勤役員には、通勤に要する費用として別表第3の通勤手当を支給し、その支給方法等については給与規則を準用する。

(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする常勤役員（交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる役員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする常勤役員（自動車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる役員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする常勤役員（交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の移動距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 役員等が財団の用務のため旅行したときは、費用を支給する。

3 前項の規定により支給する費用の額及び支給方法は、公益財団法人かごしま環境未来財団旅費規程（平成26年規程第7号）による。

（公表）

第6条 財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改正）

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

付 則

この規程は、一般財団法人かごしま環境未来財団の設立の登記の日から施行する。

付 則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に基づく公益認定を受けた日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

付 則 (令和3年3月23日規程第3号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

付 則 (令和4年3月29日規程第2号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

付 則 (令和4年6月29日規程第3号)

この規程は、令和4年6月29日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

付 則 (令和5年3月29日規程第1号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年3月14日規程第2号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表第1（第3条第1項関係）

（令6規程2・一部改正）

区 分	報酬等の額（月額）
理 事 長	290,700円
常務理事	275,600円

## 別表第2（第3条第3項関係）

区 分	報酬等の額（日額）
非常勤役員及び評議員	10,000円

## 別表第3（第5条第1項関係）

（令6規程2・一部改正）

支給範囲	支 給 額
第5条第1項第1号 に掲げる常勤役員	運賃相当額。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該常勤役員が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該常勤役員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
第5条第1項第2号 に掲げる常勤役員	自動車等の使用距離が片道 2 k m以上5 k m未満 3,300円 5 k m以上10 k m未満 6,000円 10 k m以上15 k m未満 8,900円 15 k m以上20 k m未満 11,400円 20 k m以上25 k m未満 14,100円 25 k m以上30 k m未満 16,400円 30 k m以上35 k m未満 19,100円 35 k m以上40 k m未満 21,600円 40 k m以上45 k m未満 24,400円 45 k m以上50 k m未満 26,200円 50 k m以上55 k m未満 28,000円 55 k m以上60 k m未満 29,800円

	60 k m以上	31,600 円
第 5 条 第 1 項 第 3 号 に掲げる常勤役員	自動車等の使用距離が片道	
	2 k m未満	運賃相当額
	2 k m以上 5 k m未満	運賃相当額 +3,300円
	5 k m以上10 k m未満	運賃相当額 +6,000円
	10 k m以上15 k m未満	運賃相当額 +8,900円
	15 k m以上20 k m未満	運賃相当額+11,400円
	20 k m以上25 k m未満	運賃相当額+14,100円
	25 k m以上30 k m未満	運賃相当額+16,400円
	30 k m以上35 k m未満	運賃相当額+19,100円
	35 k m以上40 k m未満	運賃相当額+21,600円
	40 k m以上45 k m未満	運賃相当額+24,400円
	45 k m以上50 k m未満	運賃相当額+26,200円
	50 k m以上55 k m未満	運賃相当額+28,000円
	55 k m以上60 k m未満	運賃相当額+29,800円
	60 k m以上	運賃相当額+31,600円
		ただし、合計額が55,000円を超えるときは、当該常勤役員の通勤 手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、 55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

備考

- 1 運賃相当額とは、当該常勤役員の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額をいう。
- 2 運賃相当額の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的な通勤の経路及び方法による。
- 3 支給単位期間とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当に関しては1か月）をいう。

別表第4（第3条の2関係）

（令4規程2・令5規程1・令6規程2・一部改正）

支給時期	乗ずる割合
6月期	100分の117.5
12月期	100分の117.5

別表第5（第3条の2関係）

在職期間	割合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60
2月以上3月未満	100分の30
2月未満	100分の20